

法の一般原則・一般制度(2)

(百選「I-31」～「I-35」)

問題001

普通地方公共団体に対する債権に関する消滅時効の主張が信義則に反し許されないとされる場合は、極めて限定されるものというべきである。

001 解答：妥当である。(I-31)

問題002

普通地方公共団体が、基本的な義務に反して、既に具体的な権利として発生している国民の重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的な取扱いをし、その行使を著しく困難にさせた結果、これを消滅時効にかからせたという極めて例外的な場合においては、当該普通地方公共団体による時効の主張を許さないこととしても、国民の平等的取扱いの理念に反するとは解されない。

002 解答：妥当である。(I-31)

問題 003

産業廃棄物処理業者が産業廃棄物中間処理施設を建設しようとして準備をしているときに、新たに条例を制定して当該施設の設置等を規制する場合は、当該業者の地位を不当に害することのないよう配慮すべき義務があったものというべきである。

003 解答：妥当である。(I - 3 2)

問題 004

個室付き浴場の営業を阻止する目的でされた児童福祉施設の認可処分は、行政権の著しい濫用によるものとまではいえない。

004 解答：誤り

行政権の著しい濫用によるものとして違法であると判示した。(I - 3 3)

問題 005

公職選挙法及び地方自治法が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参加する権利を与えるためである。

005 解答：妥当である。(I - 3 4)

問題 006

選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべきであり、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきである。

006 解答：分離して判断すべきでないとした。
(I - 3 4)

問題 007

公職選挙法 34 条 6 項 5 号の「少なくとも 7 日前に」の意味は、選挙期日の前日を第 1 日として逆算して 7 日目の前日までに、との意味である。

007 解答：誤り

選挙期日の前日を第 1 日として逆算して 7 日目に当たる日以前を指すとした。(I - 3 4)

問題 008

公職選挙法 34 条 6 項 5 号の「少なくとも 7 日前に」の意味は、選挙期日を第 1 日として逆算して 7 日目に当たる日の前日までに、との意味である。

008 解答：誤り

選挙期日の前日を第 1 日として逆算して 7 日目に当たる日以前を指すとした。(I - 3 4)